

平成20年度 第3回府中市福祉計画検討協議会 会議録

■ 日 時：平成20年11月14日（金） 午前10時から11時30分まで

■ 場 所：府中市役所 北庁舎 3階 第6会議室

■ 出席者：（五十音順・敬称略）

<委 員>

石見龍也、板山賢治、海野真一、大津貞夫、北川勉、佐藤久夫、鈴木真理子、
藤原慶一、逸見小百合、和気康太

<事務局>

福祉保健部地域福祉推進課長（鳥羽）、地域福祉推進課長補佐（山崎）、地域福祉推進
課（堀）、生活援護課長（吉野）、生活援護課長補佐（安齋）、高齢者支援課長補佐
（加藤）、同課介護保険担当主幹（田添）、同課地域包括支援センター担当主幹
（市川）、同主幹（村中）、同課在宅支援係長（中野）、健康推進課長（松田）、子ども
家庭部子育て支援課長（川崎）、同課推進係長（山本）

株式会社生活構造研究所

■ 議 事

1 開会

2 検討協議事項

（1）第2回福祉計画検討協議会会議録について

（2）福祉計画改訂スケジュールについて

（3）福祉計画案に対するパブリック・コメント手続きの実施結果について

（4）福祉計画のパブリック・コメント以降のご意見とまとめの方向について

3 その他

■ 資 料

資料1 第2回府中市福祉計画検討協議会会議録

資料2 府中市福祉計画改訂スケジュール（平成19年度～平成20年度）

資料3 府中市福祉計画案に対するパブリック・コメント手続きの実施結果について

資料4 府中市福祉計画のパブリック・コメント以降のご意見とまとめの方向

■ 議事要旨

1 開会

事務局：定刻になりましたので開会いたします。まずお手元の資料のご確認をさせていただきます。資料1～4についてご確認ください。資料3については差し替えをお願いします。

2 検討協議事項

(1) 前回福祉計画検討協議会会議録について

事務局：資料1、平成20年度第2回福祉計画検討協議会会議録につきましてご説明いたします。各委員にお送りしたのから、発言者のお名前について「委員」等の表記に改めたものです。また、事務局で表現上気付いた点を修正しております。ご確認いただき、よろしければ市政情報公開室、中央図書館、市ホームページで公開させていただきます。よろしくお願いたします。

会長：承認ということで次に進みます。

(2) 福祉計画素案の検討について

会長：それでは事務局から素案の説明をお願いします。

事務局：(資料2を説明)

改訂スケジュールを大まかに示しています。介護保険については条例改正を議会に諮ることとなりますが、12月までには案をまとめたかと考えています。次世代育成支援行動計画については、現在アンケートを実施中で報告書をまとめます。第4回の福祉計画検討協議会は1月を予定していましたが、可能であれば12月25日(木)2時から開催したいと存じます。暮れの押し迫った時期で恐縮ですが、開催時期について審議をお願いします。

会長：開催日は12月25日ということですね。

事務局：会場がとれましたので、今年中に開催したいと存じます。

会長：それでは12月25日午後2時からということによろしいですか。では次に進みます。

事務局：(資料3を説明)

過日郵送をしていますが、地域福祉推進課事務室、各文化センター、市政情報センター等において素案を公開し、実施したパブリック・コメントでいただいたご意見を表にまとめたものです。全体では27件あり、分野ごとに表にまとめて番号を連番でつけています。計画の市民参加に関することや相談・権利擁護に関すること、介護予防に関すること等ご意見が寄せられています。

(資料4を説明)

地域福祉計画では審議会での意見をまとめています。高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第4期）は介護保険事業計画を中心に検討を行っています。障害者計画・障害福祉計画は国の動き等をふまえて新たに盛り込むべき事項を整理しています。

会長：パブリック・コメントに対して補足はありますか。

事務局：パブリック・コメントでは8人から27件のご意見が出されました。これに対して協議会によっては少ないというご意見もいただきました。

府中市の場合、計画を作る際にはパブリック・コメントを実施するというので、この数がどうかというと、ゴミの有料化等の方式変更の問題など生活に密着した計画だと100人以上の方からたくさんのご意見をいただきます。一方、全くご意見がないものもあり、福祉計画はこの1年間では中どころといったところです。

会長：市政世論調査の結果が配られています、グラフのトップが「高齢者福祉対策」で40%以上を占めています。「障害者福祉対策」が10%、その他にも防犯や幼児教育など福祉計画で考えなければならない意見も高くなっています。市政に期待されているところだと思います。

事務局：「高齢者福祉対策」が第1位ですが、平成17年は防犯・風紀対策が1位でした。「高齢者福祉対策」は平成11年から平成20年まではその年を除きトップであり、やはり市民の関心、要望が高くなっています。

会長：ご意見ありますか。

委員：資料4の右側に地域福祉活動団体数を70団体に増やすと書いてありますが、活動が活発になっているのに提出が8人と言うのは寂しい。これらの団体に意見を出してほしいとヒアリングしていますか。

事務局：70団体は総合計画の目標値として書かれています。ヒアリングという形をとっておりませんが、社会福祉協議会の小地域懇談会等にはパブリック・コメントを実施しているのでご意見を寄せていただきたいというお話はしています。

会長：資料1～2ページでご意見はありませんか。

市民参加というより市民参画のほうが積極的な意味をもっている。

また、計画の推進に向けて評価、点検、見直しの体制を明記とあるがこれについて説明してください。

事務局：計画案の76ページをお開きください。地域福祉計画のところですが、計画の推進に向けてということで、「高齢者や障害者等を含む市民の福祉ニーズに対応するため・・・福祉のまちづくり推進審議会において、継続的な計画評価と見直しを行います」と記載しています。同様に高齢者分野、障害者分野におきましても、それぞれの協議会において評価、見直しを行います。

また、庁内でも関係部署が横断的な連携を図っていくという体制を整備することも掲げております。

会長：計画を作ってもフォローしないと意味がないので、そういう体制を作っているということですか。

資料3、2ページの総合相談窓口を作してほしいということについて対応はどうなっていますか。

- 事務局：市の地域包括支援センターは直営 1 か所で運営していますが、そこに総合相談窓口を設けて対応しています。
- 例えば生活保護の実施ということになりますと、当然担当課につながなければ決定できないのですが、その場合でもお話を聞き、職員が同行して経過を説明するなどの対応をし、全面的な相談を受け止めるという体制を整えています。
- 会長：地域包括支援センターに福祉に関する総合相談窓口があるということですが、これを市民に PR していますか。
- 事務局：PR ということでは不足しているかもしれませんが、市役所 1 階の西玄関に近いところ、市民の目に一番触れやすいところに設け対応しています。
- 会長：ご質問、ご意見があったらどうぞ。
- 委員：市役所によく行っていますが、地域包括支援センターのことは初耳でした。気軽に相談できる場ということでもっと市民に PR するとよいと思いました。
- 会長：資料 3 の 4~5 ページにかけての障害者の相談窓口について、障害者自立支援法で地域生活支援事業というのがあるのですが、府中市では地域生活支援センターを設けているのですか。
- 委員：市内では 3 か所相談支援事業者として設けています。自立支援法になって 3 障害を種別で分けてということはなくなったのですが、これまで行ってきた事業所の特色もありますので、「あけぼの」と「み～な」は主に知的障害と肢体不自由の方、「プラザ」は精神障害の方を中心にやっています。ただ、どこの機関もどの障害の方が来たから受け付けないということはないですし、3 センターでは毎月 1 回の連絡会で情報交換をしています。
- 事業者は人数が限られているし、相談件数も増加していますので、障害の計画では相談支援者の人数や質の充実というところを盛り込んでいます。
- 会長：府中市は就労支援センターはありますか。
- 委員：東京都の就労支援事業として、市立心身障害者福祉センターの中にある「み～な」が就労支援センターとしてやっています。
- 委員：市内に 3 か所相談支援事業所があるということで、ケアプランを作ると 1 件いくらかでお金が出ますよね。件数はどのくらいですか。
- 委員：自立支援法になってケアプランは報酬をもらえるようになりましたが、実際プランは作っているものの、国保連に請求を上げるということをしていません。
- 委員：そうすると、職員の賃金はどこから出てくるのですか。
- 委員：3 センターについては市からの委託事業です。そこで人件費、運営費等は賄っています。
- 相談支援事業者ということであれば、都の指定事業になります。ほかにも指定を受けているところがあるのですが、そこではホームヘルプサービスをしております。ヘルパーの派遣とあわせて相談支援を行うようですので、人件費はそこで賄うと。ただ、そういう事業所でもケアプランを作成して、国保連に請求したという事例は聞いておりません。
- 委員：資料 4 の 1 枚目の地域福祉計画の数値目標は総合計画後期基本計画の数値目標だと

説明がありましたが、福祉計画に盛り込むことと理解しておりますので、後期基本計画から変更がありますか。つまり、資料3の高齢分野の4ページをみるとボランティアの確保について触れられており、また、福祉計画にNPOやボランティアがあちこちに出てくるといなかで、例えば3つ目のボランティアの登録者数が現状1,104人から6年後に1,170人というのではあまり増えているように感じない。この数値は妥当でしょうか。あるいは、この数値はあくまで期基本計画の数値であって、福祉計画では見直しをされるのでしょうか。

事務局：後期基本計画にはそのような数値を出していますが、ボランティアにつきましても実際には増やす必要性を感じています。それらを受けて、67ページに「多様な人材の育成・確保」を重要な目標として書いておりますし、それぞれの分野でも、例えば高齢分野では107ページで課題を書いていますし、138ページでは生きがい活動について触れています。

会長：資料4の計画の数値目標は、数値を変えるつもりはないのですか。

事務局：計画のづくりが総合計画を元にしてしているので現在はこの数値ですが、充実を図るため、途中での見直しは考えております。

委員：後期基本計画の策定に携わりました。あらゆる分野にわたって数値目標を細かく設定するのはどうかということで最低限の達成すべき数値として出しています。パブリック・コメントを拝見して、こうして欲しいという要望だけではなく、意見のレベルが高いと思います。とくに保育や教育のところで障害児の方に関するご意見が多いので、お一人で数件出したのでしょうか。また、ご意見は重く受け止める必要があります。

事務局：保育については1人の方から子どものサポート、放課後事業、就労支援、バリアフリーなどのご意見をいただいています。

会長：パブリック・コメントでは1人の意見が重い割合で出てくることもあります。しかし、意見として重く受け止め、かつ、公平に扱っていくというのがこの検討協議会の使命でもあります。

副会長：今の問題について、後期基本計画の数値にはそれなりの根拠があると思いますので、その根拠がないとこの数値がどうとは言えない。あと、数値目標が達成できないと行政は結果の責任を問われますので、計画の目標値は低めに設定する傾向があるのかなと思います。

しかし、活動団体数を61団体から70団体に上げるということについては、何をもって地域福祉活動団体なのかということと、民間が圧倒的に多いなかで、行政が団体の数をあげて目標とするというのはどうなのでしょう。公民協働のものは性格上難しいものがあると思います。ボランティアについても同様です。

委員：資料3の4ページ一番下に、「現在の年金では生活が困難」という意見があり、市の回答で「・・・国に要請してまいります」とありますが、先日の障害の協議会でも、国や都への要望の扱いが検討課題となり、市の計画として、他計画とも整合をとったほうがよいという議論をしました。

素案の77ページをみると、地域福祉計画では、「4国や都への要望」では、市長会

を通じて要望する、とあって、高齢のところでも 154 ページで同じ文章があります。障害でも 219 ページで同様の扱いとなっています。

障害の協議会で結論は出ておらず、他の分野と調整したうえでとなるのですが、他の自治体の計画では箇条書きに具体的に書いてあるところもあります。この計画は市の計画なので市と市民が何をするかというのが中心で、国や都に要望書を作るのではないとはいえ、市民からのこういう声については国や都に要望しますということで、何項目か具体的に書くということがあってもいいのではないのでしょうか。ただし、今回は検討するにしても時間がありませんので、次期の改訂の際には検討することを申し送りとしてはどうでしょうか。

市の計画づくりのなかでいろいろ意見を言って、市がちゃんと国や都に市の立場で要望してもらえるのなら、意見が言いやすくなる。言っても無駄ではなく、言っただけの甲斐がある、国や都につないでくれるということになれば、意見が言いやすくなるので、市民参加の点からも抽象的な表現ではなく、具体的に書くということを検討する意味があります。

会 長：問題提起がありました、ご意見はありますか。

副 会 長：高齢者の分野では、東京都では同時並行して支援計画を策定しているので、今、東京都に上げれば計画に反映される可能性もあります。東京都は区市町村と一緒にやるという姿勢があり、府中市から上がってくればそれを計画に入れていくという計画同士の連携というのがありますので、高齢者の分野では可能性はあると思います。

会 長：障害者の分野はどうですか。

委 員：障害者差別禁止の問題をどうするか等いろいろありまして、時間的には難しいと思います。

会 長：優先順位をつけて項目を整理することはできるのではないですか。

委 員：実態調査をしているので、その要望のなかから 5 項目なら 5 項目くらいにまとめられると思います。

会 長：事務局と各協議会で相談しながら都に上げるものを具体的に整理するのがよいと思います。

同時に地域福祉計画では、外国人問題や生活保護の問題、制度の谷間に取り残されている人々の問題というのがまったく入っていません。福祉事務所の窓口というのが非常に厳しくなっている。生活保護の運用も厳しいものがあります。本当に困った人がどこに駆け込むか、福祉事務所活動というのは大事だと思います。支えあいまちづくりとして、運用を行ううえでの留意事項として書いておいてほしいと思います。市民の生活への目配りが必要です。地域福祉の審議会で検討してください。

事 務 局：地域福祉計画の 58 ページに「低所得者への総合相談機能の充実」、「生活困窮者への自立支援」など記載しています。まったく触れていないということではありません。

会 長：特別養護老人ホームの待機者は何人程度いるととらえていますか。また、府中市で生まれ育った障害者で市外の施設に入っている人の数を把握していますか。

事 務 局：特別養護老人ホームの待機者につきまして、府中市は現在約 500 床を確保していますが、待機している方もおよそ 500 人います。

障害者については次回回答いたします。

委員：213 ページに入所者数が 152 人とあり、現在は 155 人程度になっていると思いますが、市内の入所系サービスの定員がわかれば、市外の施設の入所者数がわかります。都内かどうかはわかりませんが。

会長：障害分野で、東京都は数年前から通所の重症心身障害支援を始めています。都下に 10 か所くらい施設がある。計画に出てこないの、府中市では検討していないのでしょうか。

委員：通所の作業所に通っている方には重症の方もいますが、事業としてはやっていない。府中市では都立府中療育センターが市内にあるので、入所、通所含めて利用ができます。ただ、療育センターも通所を受け入れていなかったり縮小傾向にあり、これから特別支援学校（養護学校）から重症の方が卒業される時、どこもいっばいで受け入れができないというのが課題です。

会長：施設から在宅への流れのなかで、居宅の重度障害者の日常介護の場をどう支援していくか、東京都は補助金を出しておりますので考えてみる必要があるかもしれません。

委員：資料 3 の 5 ページの療育体制の充実についてですが、この質問を出された方は、現状はよくご存知で、これから先はどうなるのかをお知りになりたかったのだと思います。

ひとつ例をあげますと、「あゆの子」でも入所希望が多くてみなさんのご希望に添えないのが現実です。数字が間違っているかもしれませんが、出生する子どものうち 3%前後に障害があるということを知りましたので、こういうことを考えると「あゆの子」ひとつとってみても充実させていかなければならない。

これから先、市としてはどのようにお考えでしょうか。

委員：意見に対する市の考え方にあるとおり、「あゆの子」について、先日の協議会で素案に明記されました。ただ、「あゆの子」と書くと就学前の発達障害ですとか知的障害の方というイメージがあるのですが、実際、肢体不自由ですとか重症の方は多摩療育園にも通っている方もいるので、「あゆの子」という名称は、それだけが一人歩きしないように、削除される方向になりました。

会長：在宅重度障害児の支援は重要な課題です。障害者福祉分野の協議会でよろしく願いします。

事務局：先ほどの補足ですが、特別養護老人ホームは市内 7 施設、510 床です。東京都が 3 年に 1 度、特別養護老人ホーム入所希望者数調査をしています。平成 19 年 10 月時点で 499 人と報告させていただいています。510 床に対して 499 人にお待ちいただいている状況で、これは都内おしなべて同様の状況です。東京都は全国でも特養設置率が低いということで、何とかしていこうと方向性を打ち出してきているところです。

会長：全国では特別養護老人ホームに約 40 万人が入所し、厚生労働省の調査では待機者が 39 万人、今入っている人と同じくらい待機者がいるという数字があります。各自治体の議会でも今入っている人と同じくらい待機者がいると答弁されているようです。

府中市でもまさにそのとおりということです。

そうすると、介護保険事業計画ではこれでよいかという議論があってもよいと思います。特養だけではなくて、介護老人保健施設も同様ですし、療養型病床を転換するという事についてどうするか、そのようなことを高齢者の協議会で国や都への要望事項として整理していただけたらと思います。

本日の協議事項についてはこれくらいでよろしいですか。

事務局：貴重なご意見ありがとうございました。検討課題としてまとめます。

3 その他

事務局：今後のスケジュールについて、暮れの押し迫った時期に恐縮ですが、12月25日木曜日午後2時からとさせていただきます。

会長：その後の予定はどのようになっていますか。

事務局：その後は提言内容を確定して1月に市長へ報告、それを基に3月中には計画案を確定したいと考えております。ただ、介護保険については保険料の改定は条例改正を伴うので、スケジュールは異なると考えております。

会長：わかりました。それではこれで第3回福祉計画検討協議会を終了します。ありがとうございました。

以上